

平成28年(ワ)第40号 損害賠償請求事件

原告 山口 薫

被告 学校法人同志社

準備書面 8

～被告による「学問の自由権確保義務」違反による損害賠償責任～

平成29年4月14日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. 被告学校法人同志社の責任原因～「学問の自由権確保義務」違反

1. 訴状における請求原因の確認

原告は訴状第2項「3. ビジネス研究科における原告の学問の自由権の侵害(安全配慮義務・就労環境調整義務違反)」(3頁以下)において「(1) 違法な科目担当の強要」「(2) GMBAにおける…差別的な指導担当教員外し」「(3) 違法なビジネスエコノミクス担当外し」「(4) 「8コマルール」という存在しないルールによる差別的な定年延長提案拒否」「(5) 近藤まり教授による差別発言とその容認」「(6) 原告不在の教授会での研究科長による違法な誤導」「(7) 総合政策研究からの要請を浜矩子研究科長が違法に握り潰したことを主張した上で「(8) 大学院学長による違法な不作為」として「原告は違法な担当外しや、授業内容への違法な介入、そしてそれらを背景とする差別的な定年延長議題提案拒否について、平成25年1月17日付けで大学院学長宛に…具体的経緯について質問をしたが、やはり回答はなされないままであった」、「その後も、原告は八田英二学長に対して、浜矩子研究科長らによる差別的・恣意的な不当な扱いの是正を求め続けたが、八田英二学長は、沈黙する態度を貫き通した」、「八田英二学長は大学教授である原告に対して行われている学問の自由・教授の自由の侵害8行為の是正、差別的・恣意的取り扱いの是正という就労環境調整義務(安全配慮義務)を故意に懈怠し、浜矩子研究科長やビジネス研究科教授らによる原告に対する学内ハラスメントを不作為という形で助長し続けた…」、「また、原告は被告の任命により総合政策科学研究科の教授を兼任しており、総合政策科学研究科は平成25年度の原告の講義担当を要請していた…また、原告は、総合政策科学研究科の五年一貫制博士課程に於いて完成年度前の大学院生の博

士論文指導中であった…この2つの研究科の調整も大学院学長であった八田英二氏の職責であったが、その職責を放棄し不作為を貫くことで、ビジネス研究科による原告に対する学内ハラスメントを放置し、原告の排除に加担した」と主張している（10頁以下）。

そして「(9)まとめ」において「八田英二学長（あるいは副学長）・浜矩子研究科長・近藤まり国際プログラム委員会委員長その他ビジネス研究科教授らによる上記の各行為は、原告の大学院教授としての学問の自由・教授の自由を侵害するものである。そして、原告はかかる違法行為の是正を八田学長に訴え続けていたにも関わらず、八田英二学長は何らの環境調整も行わないまま、大学内ハラスメントを放置し続けた。大学である被告は、所属する教員が憲法で保障される学問の自由・教授の自由が保障されるように、また差別的・恣意的扱いを受けないように配慮し、環境を調整する義務を信義則上負うところ、被告にはかかる義務を懈怠した債務不履行が存する（安全配慮義務違反の一種と構成される）」と主張している（11頁以下）。

2. 原告に対する学問の自由の侵害の指摘

その上で原告は準備書面2ないし7において、原告に対して行われた学問の自由の侵害を具体的に主張立証した。すなわち、準備書面2では「利潤優先のための専門外科目担当強要による学問の自由の侵害」を、準備書面3では手続違反の科目担当外しによる学問の自由の侵害（及び国際プログラム委員会による差別的な指導教員外しによる学問の自由の侵害）を、準備書面4では「近藤まり教授の差別発言による学問の自由の侵害」を、準備書面5では「浜矩子研究科長の『8コマルール』適用の違法による学問の自由の侵害」を、準備書面6では「浜矩子研究科長による教授会誤導による学問の自由の侵害」を、準備書面7では「浜矩子研究科長の総合科学研究科からの博士課程指導依頼握りつぶしによる学問の自由の侵害」をそれぞれ主張立証した。

3. 被告における「学問の自由権確保義務」とその不履行

憲法23条の「学問の自由」が私立大学を含む全ての大学教員に保証されていることについては準備書面1で主張したとおりである。そして学問の自由が実質的に保障されるためには、大学において学問に従事する教授等に職務上の独立が認められ、その身分が保障されること、国家権力からの介入のみならず大学設置者・管理者さらには他の教職員など大学内部における不当な干渉から学問的活動が保護されることが必要である（なお就業規則（乙2）24条（1）では「学部長」等は「管理監督の地位にあるもの」とされている）。

そして憲法23条は「大学の自治」をも保障しているが、この「大学の自治」は教授等研究者の学問研究の自由・研究発表の自由・教授の自由を保障するために認められるものであるが、大学の自治は、教授等研究者に対する不当な介入・干渉を予防するとともに、教授等研究者に対して行われた不当な介入・干渉を積極的に排除し教授等研究者の学問の自由という人権を回復することも要請するも

のである。大学には、大学における教授等研究者を学問の自由の侵害から保護し、侵害に対しては回復の措置を講じるなど、学問の自由権を確保する義務（学問の自由権確保義務）が課せられている。そして、大学がこの学問の自由権確保義務に違反した場合には、義務違反に基づく債務不履行責任は免れない。この大学の義務は法形式的には労働契約に付随する信義則上の義務（安全配慮義務・職場環境配慮義務）と位置づけられるが、大学が教授等研究者の学問の自由権を確保する義務は、大学の本来的使命・責務であり、憲法23条が強く要請する義務として極めて重たいものである。大学（管理者）は、教授等研究者の学問の自由を積極的に侵害してはならないし、研究科長その他の教職員らから学問の自由侵害が行われている場合にはこれに積極的に介入して、侵害行為を除去し、学問の自由権を回復する措置を講ずる義務を負うのである。

なお「経営系専門職大学院設置基準」（甲18）では「各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸張し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整える…」ことが求められている（項目15）。また「3-17」では「教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること」が、「3-20」では「専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること」が、「3-21」では「専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること」が求められている。

第2. 八田英二学長らによる義務違反

1. 八田英二学長

八田英二は総合政策科学研究科博士課程（一貫制）技術・革新的経営専攻の平成20（2008）年1月10日には被告同志社大学の学長の地位にあり（甲24）、その後も、原告に対する学問の自由の侵害が問題となった平成24（2012）年度及び平成25（2013）年度においても学長の任にあった。なお、大学長は被告学校法人同志社大学の理事でもあり（乙1・第7条（2））、平成20（2008）年1月10日時点では八田英二学長は評議会議長の地位にもあった（甲24）。

2. 土田副学長

原告に対する「専門外科目担当の強要」が行われた平成23年12月頃から平成24年3月頃までの間、土田氏が副学長の地位にあった（乙9参照）。

3. 学長の権限等

大学院学則（甲1）31条1項は、大学院及び各研究科に共通する重要事項は部長会で審議するとある。そして、同32条3項には研究科教授会及び研究科委員会は、学長から諮問された事項について審議するとある。

また、大学評議会規則（甲27）3条（4）にはその他大学院各研究科及び各学部に通ずる重要事項及び学長の諮問する事項とある。

各研究科を横断する議題については部長会や大学評議会にて審議がなされるこ

と、また学長は評議会や研究科教授会に諮問をする権限があることが定められているのである。

4. 「専門外科目担当の強要」についての八田英二学長らの「学問の自由権確保義務」違反行為

- (1) 原告が準備書面2において主張した「利潤優先のための専門外科目担当強要による学問の自由の侵害」は、八田英二学長・土田副学長が浜矩子研究科長を介して直接に原告に対して行った学問の自由の侵害行為であり、かかる侵害行為が、被告の原告に対する「学問の自由権確保義務」を構成することは明らかである。
- (2) すなわち、平成23（2011）年12月21日の教授会では、浜矩子研究科長から嘱託講師のうち9名については「大学執行部」からの要請も有り「嘱託講師」ではなく「ゲストスピーカー」で行きたいとの協力要請があった（乙7）。これに対して原告は教育の質保証の点から科目開講ができないことは避けて欲しい旨発言し、研究科長から「大学執行部」へ従来どおり嘱託講師でとの要望を伝えるよう要請している。
- (3) その後、浜矩子研究科長は土田副学長（教務部長でもあった）と話し合いをしたようであるが、その結果について同月24日付けのメールで原告に伝えられている（乙34）。これによると土田副学長は、近畿圏外嘱託講師に関する学内申し合わせの遵守について、その徹底に注力するという全額方針を貫徹するとの立場から嘱託講師体制は容認できないとの返事があったこと、浜矩子研究科長はそれを踏まえてゲストスピーカーに切り替える手続を開始することが伝えられている。なお、浜矩子研究科長は「近畿圏外講師の抑制ルールにつきましては、原則論的な意味で当方も山口先生を始め、他の先生方が持たれている疑念を大いに共有します。その観点からは、不本意感を伴う対応であることを否定いたしません」としている。
- (4) これに対して、原告は、同日、同志社大学の国際化、世界レベルの教育水準の戦略的構築よりも、些細な経費削減を優先することに疑問を呈し、次回教授会で審議することを求めたが、同月26日付けメールで浜矩子研究科長はこれを拒絶している（乙35）。
- (5) そして翌平成24（2012）年1月11日の教授会においても、原告は、科目の責任ある継続担当ができない旨を表明し、大学執行部へ再度の状況説明と現行嘱託講師体制の1年限定延長依頼の要請をしている（乙8）。これを受けて浜矩子研究科長は八田学長と面談をすることとなった。なお、原告はこの教授会において「担当科目を教えるのが義務だ、そうしなければ解雇だ」と村山教授から脅迫されている。
- (6) 原告は同年1月13日付要望書（甲28）を八田学長に送付し、専門分野の講義を、嘱託講師から責任を伴わないゲストスピーカーに切り替えることは、世界水準の科目を提供すべき大学の社会的責任に反するなどの意見を直接伝えている。

- (7) 同年2月1日の教授会では、浜矩子研究科長より同年1月19日に八田学長及び土田副学長と面談を行ったが、近畿圏外の嘱託講師を多数認めることはできないとの面談結果の報告がなされた(乙9)。原告自身はグリーン科目の専門家ではないことから、専門教員である嘱託講師が配置されなければ、グリーン科目は責任を持って開講できないと発言した(乙9)。
- (8) 同月12日の教授会において、浜矩子研究科長から「大学執行部」の意向確認等の経過説明がなされた(乙10)。原告は、嘱託講師が認められなければグリーン科目の品質保証ができないこと、学内ルールの強制であること、新カリキュラムは専門外教授では責任をもって担当できない旨を述べた。これに対し、近藤まり国際プログラム委員長より、学生への責任はどのようにするのか、学生との契約が履行できない、2011年度が卒業するまでは原告が責任をもってオファーしてほしい、教員の手当ができないなどの発言があった。また、同年3月17日の教授会では村山教授より、今在籍している学生にどう責任を取るのか、大学の社会的責任をどう考えるのかとの指摘があった(乙11)。
- (9) この「専門外科目担当の強要」の違法性、学問の自由の侵害にあたることは既に主張したとおりであるが、この強要行為は上記のとおり八田英二学長・土田副学長ら「大学執行部」の意向で直接あるいは浜矩子研究科長を介して行われている。つまり、この「専門外科目担当の強要」は、直接的に原告の学問の自由権を確保する義務に違反する行為となることは明らかである。

5. 浜矩子研究科長・近藤まり国際プログラム委員長による学問の自由の侵害行為についての八田英二学長の「学問の自由権確保義務」違反行為

- (1) 「国際プログラム委員会による差別的な指導教員外し」「手続違反の科目担当外し」「近藤まり教授の差別発言」「浜矩子研究科長の『8コルール』適用」による学問の自由の侵害がなされた後、平成25(2013)年1月10日ころ、原告は自らの学問の自由が侵害されている事態について救済を求めるために八田英二学長宛てに学内便で窮状を訴えている。そのメールには浜矩子研究科長やビジネス研究科教授会に送付した同日付の論点整理の書面(同月9日に開催された教授会(乙12)を踏まえたもの)を添付している(甲29)。
- (2) これに対して八田英二学長は同月11日午前0時21分付のメールで「メールを拝見させていただきました。このような事態が生じているのを初めて知りました。先生からの添付ファイル以外、状況が分かりませんので、しばらく情報収集と検討の時間を頂ければと思います。取り急ぎ、ご連絡まで。八田英二」と記載されている(甲30)。これにより、原告は八田英二学長が情報収集と検討の上で、学問の自由の侵害状態が除去され、権利が回復される措置が講じられるものと期待をしたが、その後、八田英二学長からは何らの回答も措置も無い状態が継続することとなった。
- (3) その後、原告は浜矩子研究科長に対する同月17日付公開質問状(乙20)を八田英二学長にも同送しているが、これについても八田英二学長からは何らの措置も講じられていない。

- (4) 原告は八田英二学長に対し同年2月1日付メールを送信している(甲31)。
同月6日に予定されている教授会の議題に、原告の審議要望が全く取り上げられていないことを直接訴えている。そして八田英二学長に直接弁明する機会を求め、また八田英二学長が大学院学則(甲1)32条3項に基づき、ビジネス研究科教授会に審議を諮問することを求めている。併せて、原告は総合政策科学研究科TIM専攻で博士課程を担当し、博士論文を指導していること、完成年度まで職務を果たすべき責務があることを訴え、研究科を超えた大学全体としての対応を求めている。しかし、八田英二学長はこの訴えに対しても何らの措置も講じることはしていない。
- (5) なお同年1月30日付で総合政策科学研究科よりビジネス研究科宛てに原告の講義担当の依頼文書が送付されているが(乙18)、既に主張したとおり、浜矩子研究科長はこれを同年2月6日の教授会(乙13)に報告し、あるいは議題に諮ることはしていない(同月15日に独断で拒絶(握りつぶしをしている)(乙19))。
- (6) 原告は代理人弁護士を通じて「通知書兼質問状」を同月4日付けで被告宛に送付し、同内容証明郵便は翌同月5日に被告に送達されている(甲32号証の1・2)。この書面については八田英二学長をはじめ被告理事長ら大学執行部が知ることとなったはずである。
- (7) そして浜矩子研究科長は同月6日付で原告の公開質問状に対する回答をした(乙21)。これを受けて原告は同月8日に浜矩子研究科長宛てに「公開質問状(2)」を送付したが、同じ文書を八田英二学長にも同送している(甲33)。なお同質問状に対する回答はなされていない。
- (8) また原告は同月6日の教授会で配付された同年1月9日の教授会記録(乙12)を踏まえて、同月9日付で近藤まり国際プログラム委員長宛に「偏った経済学」とはどのような内容をさすのか、「システムダイナミクスを使わない経済学を教えて欲しい」といつどのように依頼をしたのか等の質問をしたが(甲16)、同書面は八田英二学長にも同送されている。なお、この質問状に対する回答はなされていない。
- (9) 同月11日のビジネス研究科の教授会で原告が退席した場で、浜矩子研究科長は、これまで一度も指摘がなかったグリーン科目問題を突如持ちだし、誤った事実を告げて教授会を違法に誤導した。原告がこのことを知るのは後に議事録が送付されてきてからである(乙14)。なお、浜矩子研究科長は定年延長を提案できない理由を後ほど書面で通知すると述べたが、その通知はなされていない。
- (10) 原告は浜矩子研究科長に対し同月15日付「定年延長教授会提案の要望」と題する書面を送付し、八田英二学長にも同送した。この書面では、定年延長を正式議題とすること、総合政策科学研究科TIM専攻において2013年度の完成年度まで職務を果たすべき責務を総合政策科学研究科・大学・文部科学省に対して負っていること、総合政策科学研究科より来年度の科目担当依頼が浜矩子研究科長宛てに来ているはずであること、違法な科目担当外し、差別的な

研究指導外しについても議題とすることを求めている。しかし、同月20日の教授会ではこれらの事項は議題とされず、また八田英二学長から議題として諮問されることもなかった。

- (1 1) 原告の学問の自由侵害を憂慮した学者仲間はこの間国内外に及んだ。特にシステムダイナミックスを差別する発言やこれを理由に行われる科目外しについては、まさに学問研究・教授の自由を直接侵害するものであり反響が大きかった。同月19日に米国議会議員で前民主党大統領候補でもあるデニス・J・クシニッチは八田英二学長宛にメールを送付している。そのメールでは、ビジネス経済学の講義でシステムダイナミックスを教授する原告の地位が排除されかかっていることへの憂慮とともに、原告が行っている貨幣改革・貨幣政策に不可分なシステムダイナミックスの研究の社会的・国際的重要性が強く訴えられていた(甲34)。

同月20日には国際システムダイナミックス学会のキム・ウオレン会長は八田英二学長及び浜矩子教授宛にメールを送付している。原告がシステムダイナミックスを用いたビジネス経済学を講義する機会を奪われることへの憂慮の意思表示と同時に、システムダイナミックスの学生への価値に関するさらなる追加情報の提供も申し出ている(甲35)。

- (1 2) 同月28日に原告は浜矩子研究科長宛てに「教授会審議要望書(4)」を送付し、八田英二学長に同送している(甲36)。ここでは、同月20日の教授会で原告の科目担当外し、8コマ担当、定年延長等が審議されなかったことへの抗議、同月11日の教授会の際に定年延長拒否の理由を文書で通知すると述べたのに通知がなされないことへの抗議、同月11日の教授会記録を後日確認したところ、これまで理由とされていなかったグリーン科目担当拒否が掲げられていることへの抗議が記載されている。しかし、同年3月6日の教授会においてもこれらの事項について審議はなされなかった。また八田英二学長からはついに何らの措置も講じられなかった。

- (1 3) このように八田英二学長は遅くとも平成25年2月28日までにビジネス研究科における「差別的な指導担当外し」「違法な科目担当外し」「差別的発言」「8コマルールの誤った適用」「教授会の違法な誤導」「総合政策科学研究科からの依頼の違法な握りつぶし」について認識し、原告の学問の自由が侵害されていることを知りながら、これに対して教授会に諮問をする、研究科に共通する事項として大学評議会に諮問をする、大学評議会や理事会で審議をするなどの措置を講ずることなく、意図的にこれを放置し、原告の学問の自由権を確保する義務を懈怠したのであり、義務違反は明白である。

6. 総合政策科学研究科 TIM 専攻における教授の地位を確保する八田英二学長らの義務違反

- (1) 総合政策科学研究科 TIM 専攻は平成20年5月28日に設置届出がなされている(甲23の1)。届出者は被告理事長である。届出書には「…届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します」と記載されている。そして、この届

出書では、原告が専任教員の1人となっており、5年一貫制の完成年度である平成26年3月までは指導教員となることが届出時より予定されていた(甲23の3ないし5)。このTIM専攻の設置は平成20年1月10日大学評議会において評議会議長である八田英二学長のもとで承認されているし、同月26日の理事会においても八田英二学長ほか理事が出席の上で承認がなされている。理事長が議事録を確認している。つまり、八田英二学長をはじめ、被告大学執行部が、原告が専任教員として2014年3月末の完成年度まで教授の地位にあることを前提に届出をし、実際に国内外の学生を受け入れていたのである(甲9~12)。

- (2) そしてビジネス研究科と総合政策科学研究科は2008年6月30日付合意書で相互有効協力関係の発展のために努力するとされていた(甲26)。
- (3) TIM専攻では、当然2013年4月以降も原告が指導教員となることを前提としてカリキュラムを実施するつもりであった。そのため、ビジネス研究科に原告を科目担当とする依頼をしていたのである(乙18)。
- (4) 八田英二学長は、総合政策科学研究科TIM専攻においては原告が科目担当予定とされていることを認識していたのであるから、ビジネス研究科に対して2013年4月以降も総合政策科学研究科において授業が担当できるように諮問をし、または総合政策科学研究科に在籍をさせるなど原告がTIM専攻において学問の自由権が確保されるように環境調整を図る義務が存した。現に総合政策科学研究科TIM専攻の中田喜文教授(設置時主任)は原告を総合政策科学研究科において引き受けることを大学執行部に要請をしていたとのことである。
- (5) しかるに八田英二学長は学長として2つの研究科にまたがる重要な事項について措置を講じなかった。そのため原告は現に論文指導中の学生に対する教授をする権利を奪われたのである。八田英二学長による学問の自由権確保義務違反は明らかである。

以 上